

国内麦流通円滑化特別対策事業実施要領

平成26年4月18日全米麦協第6号
一部改正 平成27年10月13日全米麦協第36号
一部改正 令和5年8月7日全米麦協第31号
一般社団法人全国米麦改良協会会長通知

第1 趣旨

国内麦については、総合的な食糧自給力の維持向上の観点から、その生産振興が図られているところであるが、今後とも、需要の動向に即し品質の向上に努めて良品質麦を安定的に供給することが、重要な課題となっている。

本事業は、気象条件等から発生する規格外麦の生産者に対し全国集荷団体（全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会をいう。ただし、全国農業協同組合連合会県本部を除く。以下同じ。）又は全国集荷団体の会員となっている都道府県集荷団体のうち自ら規格外麦の販売を行うもの（以下「販売県集荷団体」という。）が国内麦流通円滑化特別対策交付金（以下「交付金」という。）の交付を行うことにより、規格外麦の飼料用等の用途への安定的な流通を図り、併せて、麦作の振興と良品質麦の安定的な供給に資することを目的とする。

第2 交付金の交付対象麦

交付金の交付対象となる麦（以下「交付対象麦」という。）は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による検査の結果、規格外に格付けされた国内麦のうち、別表の基準に適合するものであって、全国集荷団体又は販売県集荷団体に直接又は間接に販売の委託がされ、かつ、全国集荷団体又は販売県集荷団体により販売されたものとする。

第3 交付金の交付単価

1 交付単価の決定

交付金の交付単価（以下「交付単価」という。）は、当該年産の規格外麦

の販売価格及び交付対象麦の数量並びに全国集荷団体又は販売県集荷団体の生産者拠出金の受入額等を勘案し、2により設置する国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）において決定するものとする。

2 運営委員会の組織

ア 運営委員会の委員は、一般社団法人全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会及び一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）の代表者が指定する者とする。

イ 審議事項等に関する意見等を聞くため、行政関係者及び学識経験者の運営委員会への出席を求めることができる。

3 運営委員会の招集

運営委員会の招集は、事務局が行う。

4 運営委員会の審議事項

運営委員会は、交付金の交付単価の決定に関すること及びその他国内麦の流通の円滑化に関する事項について審議する。

5 運営委員会の運営

ア 運営委員会は委員の2分の1以上の者が出席しなければ開催することができない。

イ 委員は、代理人をもって出席にかえることができるものとする。

ウ 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

エ 運営委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

オ 運営委員会の事務局は、改良協会内に置くものとする。

第4 交付金の交付

全国集荷団体又は販売県集荷団体は、生産者に対し、第2の交付対象麦の数量に第3の1の交付単価を乗じて得た額の交付金を交付するものとする。

第5 交付金の交付手続

- 1 交付金の交付を受けようとする者は、その者が交付対象麦の販売を直接又は間接に委託した全国集荷団体又は販売県集荷団体に対し、交付金の交付を申請するものとする。
- 2 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、1の申請を受けたときは、当該申請につき交付金を交付することが適当であることを確認した上で、改良協会に対し、当該交付に要する資金の支払の申請を行うものとする。
- 3 改良協会は、2の申請を受けたときは、当該申請の内容が適当であることを確認した上で、全国集荷団体又は販売県集荷団体に対し、交付金の交付を行うために必要な資金を支払うものとする。
- 4 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、3により資金の支払を受けたときは、速やかに、当該全国集荷団体又は販売県集荷団体に交付金の交付の申請を行った者に対し、交付金を交付するものとする。

第6 会計処理

- 1 全国集荷団体、販売県集荷団体又は改良協会は、この事業に係る特別の会計を設けて、他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。
- 2 改良協会は、この事業に係る会計に、全国集荷団体又は販売県集荷団体から拠出を受けた額を積み立てるものとする。
- 3 2により積み立てられた積立金は、国内麦の流通の円滑化を図るための経費として運営委員会が特に必要と認めたものに対して充当する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

第7 報告

- 1 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、毎年度、国内麦流通円滑化特別対策事業に係る事業を終了したときは、速やかに、当該事業の実績を別紙様式により運営委員会に報告するものとする。
- 2 改良協会は、毎年度、全国集荷団体又は販売県集荷団体から拠出を受けた額及びその金利の受入れ、全国集荷団体又は販売県集荷団体への支払実績等につき、直近の事業報告書及び財務諸表等により運営委員会に報告す

るものとする。

第8 その他

- 1 全国集荷団体、販売県集荷団体又は改良協会は、この事業に係る事務処理に関し、その取扱要領を定めるものとする。
- 2 運営委員会は、規格外麦の円滑な流通を図る観点から、必要に応じ、全国集荷団体、販売県集荷団体、改良協会又は需要者等に助言を行うものとする。
- 3 なお、本要領に定めのない事項については、運営委員会において決定することとし、運営委員会は、関係機関から助言を受けることができるものとする。

別表（第2関係）

交付対象麦の基準

種類	仕 分 区 分	最 高 限 度 (%)						
		水 分	細 麦	被 害 粒 ・ 異 種 穀 粒 ・ 異 物				
				計	赤かび粒	異種穀粒	異 物	
							麦角粒	麦角粒を除いたもの
小 麦	A	14.0	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.0	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.0	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
大 麦	A	14.5	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.5	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.5	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
は だ か 麦	A	14.5	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.5	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.5	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0

(注) 1 百分率は、全量に対する重量比をいう。

2 細麦とは、2.0ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、そのふるいを通過する粒をいう。

3 麦角粒とは、麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

4 小麦の仕区分Aについては、被害粒の発芽粒が2.0%を超えて混入してはならない。

別紙様式（第7の1関係）

年産国内麦流通円滑化特別対策事業実績報告書

年 月 日

国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国内麦流通円滑化特別対策事業実施要領第7の1の規定に基づき、下記のとおり当該事業の実績を報告します。

記

1 事業の収支実績

ア 収 入

名 称	概 要	金 額 (千円)	受領時期

イ 支 出

名 称	概 要	金 額 (千円)	支払時期

